

報道発表資料の配付日時 7月25日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	第45回「全日本中学生水の作文コンクール(中央審査会)」入賞者の決定について										
記者レクチャーの お知らせ	(実施日時)	発表者									
		発表場所									
概要	<p>○全日本中学生水の作文コンクール(中央審査会) 全日本中学生水の作文コンクールは、「水の週間(8月1日から7日)」の行事の一環として、昭和54年から国土交通省等が主催し毎年実施しています。道では、このコンクールと連携して、北海道地方コンクールを毎年実施し、最優秀賞及び優秀賞の2編を全日本中学生水の作文コンクール(中央審査会)に推薦しました。 (北海道地方コンクールの受賞者の決定については、7月4日(火)10時に)報道発表資料を配付いたしました。</p> <p>○全日本中学生水の作文コンクール(中央審査会)入賞者 「水について考える」をテーマに全国から応募のあった総数8,771編の中から、各都道府県が推薦した作品について中央審査会において審査が行われ、最優秀賞1編、優秀賞10編、入選29編が決定されました。 このうち道内からは次のとおり水島颯一さんの作文が優秀賞に決定されました。</p> <p><優秀賞 全日本中学校長会会長賞></p> <table border="1" data-bbox="411 929 1375 1041"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属中学校</th> <th>学年</th> <th>作品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水島 颯一</td> <td>砂川市立砂川中学校</td> <td>3年</td> <td>大切な遊水地と共に</td> </tr> </tbody> </table> <p>○表彰式 「水の日」記念行事の『水を考えるつどい』において最優秀賞及び優秀賞受賞者の表彰式が実施されます。 ・日時 令和5年8月1日(火) 14時から ・場所 イイノホール(東京都千代田区内幸町2-1-1)</p>			氏名	所属中学校	学年	作品名	水島 颯一	砂川市立砂川中学校	3年	大切な遊水地と共に
氏名	所属中学校	学年	作品名								
水島 颯一	砂川市立砂川中学校	3年	大切な遊水地と共に								
参考	<p>・第45回全日本中学生水の作文コンクール入賞者一覧…別紙1 ・入賞作文…別紙2 ・「全日本中学生水の作文コンクール実施要領」…別紙3 ・7月4日10時に発表した報道発表資料(第45回「全日本中学生水の作文・北海道地方コンクール」入賞者の決定について)…別紙参考資料</p> <p>※表彰式及び当日の取材等に関するお問い合わせ先 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課(小林、井能、富樫) TEL 03-5253-8111(内線) 31156、31143、31155) 直通 03-5253-8386</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><入賞作文の展示> 全国で優秀賞、北海道地方コンクールで最優秀賞を受賞した水島颯一さんの作文を次の日程で展示します。 ・展示名 「未来につなごう!北海道の水資源。パネル展」内 ・開催日 令和5年8月1日(火) 9:00~ 8月2日(水) 16:00 ・場所 北海道庁本庁舎1階 道政広報コーナー特設展示場A (札幌市中央区北3条西6丁目)</p> </div>										
報道(取材)に 当たっての お願い	<p>・このコンクールは、「水の週間」を広く啓発するための行事です。 ・これからの北海道を担う若い世代に水の大切さや北海道の自然、世界の環境問題などを考えてもらう絶好の機会としてこのコンクールの存在や意義を広くアピールしたいと考えています。 ・今回の入賞者の決定について、積極的な報道をしていただきますようお願いいたします。</p>										
他のクラブ との関係	<p>同時配付(場所) ※国土交通省同時発表 同時レク ※空知総合振興局記者クラブ同時配付</p>										
担当 (連絡先)	<p>総合政策部計画局土地水対策課調整係 福井 TEL ダイヤルイン 011-204-5135(内線23-741)</p>										

第45回全日本中学生水の作文コンクール入賞者一覧

賞名	都道府県名	作文の題名	学校名	学年	氏名
最優秀賞 内閣総理大臣賞	群馬県	わさびになりたい	群馬大学共同教育学部附属中学校	3	安藤 周平
優秀賞 厚生労働大臣賞	青森県	日本の水	八戸市立蓬川中学校	2	小林 千花
優秀賞 農林水産大臣賞	宮城県	大好きな景色と水	仙台市立郡山中学校	3	辻井 珠希
優秀賞 経済産業大臣賞	愛媛県	ダム湖に沈む村	松山市立南第二中学校	3	松平 定久
優秀賞 国土交通大臣賞	沖縄県	水の重み	南風原町立南風原中学校	3	平田 菜乃華
優秀賞 環境大臣賞	滋賀県	手紙 琵琶湖のあなたへ	近江兄弟社中学校	1	福岡 周
優秀賞 全日本中学校長会会長賞	北海道	大切な遊水地と共に	砂川市立砂川中学校	3	氷島 颯一
優秀賞 水の週間実行委員会会長賞	静岡県	感動のネットワーク水	磐田市立磐田第一中学校	1	佐藤 進洋
優秀賞 独立行政法人水資源機構理事長賞	埼玉県	「金貨の思いを捧げて」	川口市立高等学校附属中学校	2	合葉 潤太
優秀賞 シャワーズ賞	徳島県	うちの川	神山町神山中学校	3	中南 仁
優秀賞 中央審査会特別賞	静岡県	清らかな水、暮い水	学校法人常葉大学附属常葉中学校	1	西ヶ谷 あかり
入選 (29編)	青森県	水の未来を考える	南部町立名川中学校	2	松山 結宇
	青森県	水に惹かれる心	むつ市立関根中学校	3	鷗海 綺音
	福島県	限りある水について考える	須賀川市立第一中学校	3	秋山 北透
	茨城県	祖父のマンションと水	土浦日本大学中等教育学校	2	遠藤 瑠七
	栃木県	人間のWell-being「水」	栃木県立矢板東高等学校附属中学校	2	佐藤 姫香
	群馬県	水という命	群馬大学共同教育学部附属中学校	2	内田 築法
	東京都	この一滴はどこから	学習院女子中等科	3	下野 理央
	神奈川県	水害から人々の暮らしを守る工夫	聖園女学院中学校	1	植松 舞花
	新潟県	水が創り出す故郷の風景	新潟大学附属長岡中学校	3	新保 心菜
	富山県	美味しい水をいつまでも	黒部市立清明中学校	2	近川 藍子
	福井県	水から学ぶ	勝山市立勝山北部中学校	3	廣田 真里菜
	岐阜県	当たり前とは？	川辺町立川辺中学校	3	米下 真心
	愛知県	水の恵み	設楽町立津真中学校	2	村松 真波
	三重県	僕の決意	高田中学校	1	山中 健資
	京都府	水と共に生きる	京都先端科学大学附属中学校	1	三ツ木 艾琉
	大阪府	水都大阪と呼ばれ続けるために	大阪府立水都国際中学校	1	村井 祐志
	奈良県	地域の中で生きる「水」	奈良市立富雄第三中学校	3	落合 一葵
	和歌山県	水の大切さ	開智中学校	1	篠崎 唯奈
	鳥取県	「天の川のような」	松江市立湖南中学校	3	高草木 晴香
	岡山県	当たり前	岡山県立岡山操山中学校	2	吉田 彩乃
	香川県	水不足	坂出市立東部中学校	2	山中 恋
	愛媛県	命をつなぐ水	新居浜市立南中学校	3	篠原 映音
	佐賀県	世界を見て	佐賀大学教育学部附属中学校	3	田口 夢彩
	熊本県	「水と生きる」	真和中学校	3	杉本 周優
	宮崎県	ハチドリの水	宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校	2	崎田 莉央
	宮崎県	「この世のすべては水のおかげ」	宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校	1	田邊 彩乃
	大分県	技術と自然のろ過装置	大分市立大分西中学校	2	池本 すみれ
	中国	水で世界を覗く	青島日本人学校	3	塩沢 里菜
	カンボジア	世界の人々に「透明な水」を	ブンベン日本人学校	3	福井 愛莉

大切な遊水地と共に

砂川市立砂川中学校 三年 水島 颯一

私が住んでいる砂川市には、遊水地がある。私の家の近くにあり、子どもの頃から自転車で一周したり、釣りをしたりと親しんできた場所である。近くを流れる石狩川の氾濫を防ぐために造られたものだ。石狩川は、大雨により過去に何度も氾濫し、この砂川も被害を受けてきた。そのため、蛇行する川を工事で直線にし、残された蛇行跡を遊水地にしたのである。大雨で川の水量が増える時、一時的にこの遊水地に水を引き入れ、水量を減らして洪水を防ぐ役割を持っている。

川を管理している人々のこうした努力のおかげで、今では石狩川が氾濫して被害を受けるということとはなくなった。そのためか、石狩川や遊水地について、私自身あまり関心を持っていなかった。小学校の学習で、石狩川の氾濫の歴史や遊水地の役割などを学習したが、それきり考えることもなかった。だが、中学校でSDGsを学習する中、水を大切にすることが目標の一つに掲げられていることを知った。その根拠となるようなアフリカの子どもたちが泥水を飲んでいる映像、干ばつによる水不足の実態をテレビで観ているうちに、このままでいいのだろうか、改めて水について考えるようになった。

水は、私たちの命や暮らしを支える大切なものであり、みんなの手で守るべきものなのだと強く感じた。

私たち日本人にしても、水道の無駄使いに始まり、下水道や河川の汚染、水不足など、深刻な水問題を抱えていることもわかった。水の管理はその専門家に任せておけばよい、自分一人くらい水をどう使おうが関係ない、という意識ならば、すぐに改めるべきだ。いつ水が使えなくなってもおかしくない危機が迫っているからだ。水が使えなくなれば、命にかかわる。だから、他人任せではなく、水を使う私たちこそが、共に水を守っていかなければならないのだ。私も、まず家で水道の節水や油を流さないことを確実にを行うことにした。

遊水地に関わっても、その役割を理解し直すことができた。ただの水辺ではなく川の氾濫から私たちを守る大切な存在なのだ。この遊水地には、砂川に暮らしてきた人たちや石狩川を管理する人たちの苦勞の歴史が刻まれている。遊水地ができた背景にある、人の思いや歴史を私たちが受け継ぎ、この遊水地をこれからも大切にしていこうと思う。

遊水地は、私たちの暮らしを豊かにする役割も持っている。以前、遊水地の周りに桜の苗木を植えたことや、周りのゴミ拾いに参加したことがあった。当時は活動の目的など考えたこともなかったが、それは水辺の環境を整え、美しい景観にしていく活動だったのだ。水が、私たちの暮らしに豊かさをもたらすのだ。

今、遊水地は、「砂川オアシスパーク」として、夏はカヌーやヨット、冬はワカサギ釣りなどが楽しめる私たちの憩いの場となっている。水辺を彩る四季折々の景色は素晴らしい。桜の花に囲まれた水辺や、夕陽の中を渡り鳥が飛んでいく風景に心を奪われる。

水という存在が、私たちの命を育み、暮らしをより豊かなものにしてくれる。水の恩恵に感謝したい。だからこそ、水を大切にしながら水を守っていくこと、これが今の私たちに必要なことなのである。

先日も久しぶりに遊水地を訪れた。桜もそろそろ咲きそうである。帰る前に、落ちていたゴミを拾ってから帰った。自分が遊水地に植えた桜が、大きくなって水辺を彩っていく姿を、これからもずっと眺めていきたい。

この遊水地の環境を守る一人として、大切な水を守る一人として、これからもゴミ拾いなど小さなことから取り組んでいこうと思っている。

「全日本中学生水の作文コンクール」実施要領

平成13年1月18日

13国水策第279号

1 目的

「水の日」及び「水の週間」の行事の一環として、次代を担う中学生を対象とした作文コンクールを実施することにより、広く水に対する関心を高め、その理解を深めることを目的とする。

2 実施主体等

- (1)主 催 水循環政策本部、国土交通省及び都道府県
- (2)後 援 関係省及び関係団体の後援を得ることができる。

3 実施内容

- (1)名 称 全日本中学生水の作文コンクール
- (2)対 象 中学生（中学生と同じ学齢の者を含む。）
- (3)課 題 水について考える（題名は自由）
- (4)審 査 審査は、地方審査及び中央審査とする。
 - ア 地方審査は、各都道府県において定めるところによる。
 - イ 中央審査は、国土交通省に置かれる中央審査会において行う。
 - ウ 中央審査会に関しては、国土交通省水管理・国土保全局水資源部長が定めるところによる。
- (5)賞及び副賞
 - ア 最優秀賞は、1編とし内閣総理大臣賞とする。
賞状に加え副賞を授与することができる。
 - イ 優秀賞は、9編を基本とし厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、全日本中学校長会会長賞、水の週間実行委員会会長賞、独立行政法人水資源機構理事長賞、シャワーズ賞とする。なお、必要に応じて中央審査会特別賞を設けることができる。
賞状に加え副賞を授与することができる。
 - ウ 入選は、ア及びイ以外の作文で30編程度とする。
賞状に加え副賞を授与することができる。
 - エ 佳作は、中央審査へ送付された作文のうち、ア、イ及びウを除く作文とする。
記念品を授与することができる。
- (6)入賞発表及び賞状等の授与
 - ア 入賞発表は、都道府県を通じ入賞者へ通知する。ただし、外国に居住する者については、国土交通省水管理・国土保全局水資源部から所属学校を通じ入賞者へ通知

する。

- イ 最優秀賞及び優秀賞の受賞者は、水循環政策本部、国土交通省、東京都及び水の週間実行委員会が主催して行う「水の日」の行事に招待し、賞状及び副賞を授与する。ただし、外国に居住する者については、賞状及び副賞を送付してこれに代える。
- ウ 入選受賞者へは、都道府県又は国土交通省水管理・国土保全局水資源部から賞状及び副賞を送付する。
- エ 佳作受賞者へは、都道府県又は国土交通省水管理・国土保全局水資源部から記念品を送付する。

(7) 一日事務所長体験 最優秀賞及び優秀賞受賞者のうち、希望者については、在住地域の地方整備局等又は水資源機構の現地事務所等において「一日事務所長」の体験をすることができる。

(8) 作文集 国土交通省で作文集を作成し、水循環政策本部及び国土交通省水管理・国土保全局水資源部のホームページにて公開する。

(9) 著作権等

- ア 応募作文は自作の未発表のものに限る。
- イ 入賞作文の使用権は、主催者に帰属する。
- ウ 応募作文の返却は行わない。

4 その他

その他、このコンクールの実施に関して必要な事項は、別に国土交通省水管理・国土保全局水資源部長が定めることができる。

附 則

この要領は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月6日から施行する。